

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町

合併協議会だより

No. 10

平成14年11月10日発行



合併協定書の調印を行い、天野山梨県知事と握手を交わす6町村長

合併協定調印式を開催

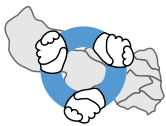
平成14年10月17日(木)、白根桃源文化会館において、合併協定調印式が開催されました。

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会は、平成10年12月の住民発議を受け、平成12年4月に法定協議会として設置されました。以来、約2年7ヶ月間におよぶ協議を経て、新市建設計画を含めた計66項目の合併協定項目をまとめました。

調印式には、来賓として横内衆議院議員をはじめ

め県内選出の国会議員、峡西地域選出の県議会議員、県の関係者、合併協議会委員、各町村の関係者約250名が出席する中、6町村長により合併協定書への調印が行われました。

次に、立会人として合併協議会委員を代表し、6町村議会の議長が署名を行い、最後に天野山梨県知事の署名をいただき、6町村長一人ひとりに、知事から合併協定書が手渡され、今後の新市の発展を祈念して、7人の握手が交わされました。



来年の4月から
この地域は

南アルプス市



として生まれ変わります

新市名称決定までの経過

- 第12回合併協議会（H14.5.9）
 - 新市名称選定等小委員会の設置を承認
- 第1回新市名称選定等小委員会（H14.5.12）
 - 委員30名の選任（各町村の首長、議長、女性、青年、地域代表）
 - 公募方法等の決定
 - 公募の中から多い名称を小委員会において複数候補名として選定し、合併協議会において決定することを承認
- 6月1日から6月30日までの1ヶ月間、応募はがき及びホームページ等において新市名称の募集
- 第3回新市名称選定等小委員会（H14.7.26）
 - 応募状況等の報告
 - 候補名を複数絞り込むために、参考として町村ごとに3候補を次回の小委員会に提案することを確認
- 第4回新市名称選定等小委員会（H14.8.30）
 - 各町村が選んだ3候補名を発表、小委員会として「峡西市」「こま野市」「南アルプス市」を選定

- 決定方法は、合併協議会において委員全員による投票と決定

- 第14回合併協議会（H14.9.12）
 - 出席委員65名（欠席1名）による投票により、「南アルプス市」と決定



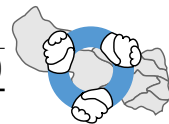
新市名称を決定するため、投票を行う合併協議会委員（第14回合併協議会）

新市名称候補	得票数
南アルプス市	39票
こま野市	26票
峡西市	0票

各町村で選定した3候補名	八田村	白根町	芦安村	若草町	櫛形町	甲西町
南アルプス市	●	●	●	●	●	●
こま野市	●	●		●	●	●
峡西市	●		●		●	
やまなみ市				●		●
こま市		●				
西郡市			●			

小委員会での名称選定の理由

- この地域は、山梨県の西側、南アルプスの麓に位置し、「南アルプス」という言葉から地理的にイメージできる。
- 「南アルプス」という名称は以前から用いられていることもあり、親しみがある。
- 「南アルプス」の豊富な緑と澄んだ空気といった風景が6町村とも共有する自然環境の特徴と一致している。



新市名称決定に伴う 賞品の当選者が決定

新市名称決定に伴い、優秀賞(1名)、佳作(10名)、協議会特別賞(30名)の抽選会を10月1日(火)、白根桃源文化会館において行いました。抽選会には、各町村議会の議長が立会い、6町村長による抽選で、次のとおり各賞の当選者が決まりましたので、お知らせします。

なお、優秀賞に選ばれた川口君には、10月17日の合併協定調印式のあと、20万円分の旅行券が授与され、佳作および協議会特別賞の当選者については、賞品の発送をもって、授与とさせていただきます。

◎優秀賞 (200,000円分の旅行券)

南アルプスの中から抽選で1名

川口 雄也 (鯉沢町・HP)

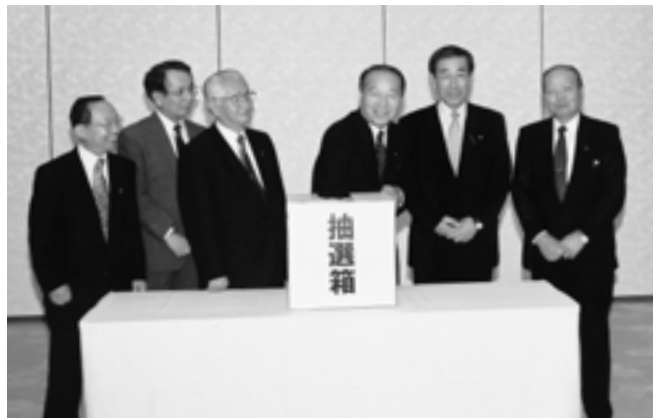


町村長立会いのもと、齊藤会長より賞品を授与される川口雄也君

◎佳作 (10,000円分の賞品券)

こま野の中から抽選で5名 峡西の中から抽選で5名

大木 真弓 (甲西町・ハ)	井上よしゑ (白根町・官)
杉山 和男 (八田村・ハ)	保坂 静夫 (甲西町・ハ)
中込 卓也 (甲府市・ハ)	樋泉 初美 (櫛形町・ハ)
井上 玲治 (甲西町・ハ)	青木 雪枝 (芦安村・ハ)
石澤満優子 (若草町・FAX)	勝 久美子 (櫛形町・ハ)



新市名称決定に伴う当選者の抽選を行う町村長

◎協議会特別賞 (5,000円分の図書券)

南アルプスの中から抽選で30名

野中まさ子 (櫛形町・ハ)	井上 奈々 (甲西町・ハ)
中沢 亨 (八田村・ハ)	市川 元就 (若草町・ハ)
斉藤由美子 (静岡県・HP)	青沼 功 (白根町・ハ)
石川 正昭 (櫛形町・ハ)	小松 典子 (櫛形町・ハ)
室伏延太郎 (埼玉県・ハ)	斉藤 良久 (静岡県・HP)
藤巻 秀子 (櫛形町・ハ)	中沢 久和 (八田村・ハ)
秋山 栄男 (芦安村・ハ)	中野 忠治 (敷島町・HP)
浅井 孝則 (長野県・HP)	小田切和音 (甲西町・ハ)
山本 恒治 (東京都・HP)	林 興一 (東京都・官)
中込 悦子 (白根町・ハ)	小林 岩美 (芦安村・HP)
小田切美音 (甲西町・ハ)	志村 茂 (若草町・ハ)
中込 夏未 (白根町・ハ)	志村 道德 (白根町・ハ)
中沢 佑香 (芦安村・ハ)	中込 一良 (白根町・ハ)
飯室 治 (八田村・ハ)	中沢 佑紀 (八田村・ハ)
荻野 尚子 (櫛形町・ハ)	渡部 幸司 (白根町・FAX)

※ 当選者の敬称は省かせていただきました。

※ 町村名の横の印は応募方法です。

ハは、応募ハガキ 官は、官製ハガキ

FAXはファックス HPはホームページからの応募です。

合併協議会委員変更のお知らせ

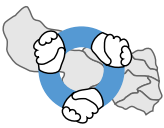
平成14年9月18日、芦安村議会の議長交代に伴い、合併協議会委員(第2号委員)の変更がありましたので、お知らせします。

町 村	区分	新委員氏名	旧委員氏名	変更日
芦安村	議長	伊東 健治	清水 忠次	9月18日

6町村の人口と世帯

平成14年9月末現在/住民基本台帳

町村名	人口	世帯数
八田村	7,269人	2,303世帯
白根町	19,514人	6,341世帯
芦安村	546人	206世帯
若草町	11,619人	3,413世帯
櫛形町	19,376人	6,087世帯
甲西町	13,053人	4,046世帯
合 計	71,377人	22,396世帯



6 町村長による協定書への調印（10月17日の合併協定調印式）

66項目におよぶ

合併協定書に調印

合併協定書は、平成14年1月に全戸配布した「合併に関する協議結果」（59項目）に、法定基本4項目を含む7項目を追加し、計66項目について記載されています。追加項目は、次のとおりです。

1 合併の方式（新規）

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、南アルプス市とする。

4 新市の事務所の位置

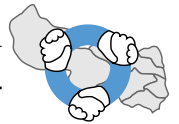
- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地（現在の櫛形町役場）に置く。
- (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

9 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置する。

設置については、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。



地域審議会の設置に関する協議

(趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月1日から平成25年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の

互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）

は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附 則

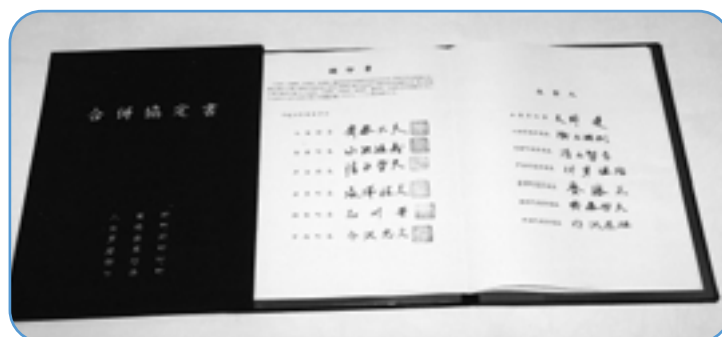
この協議は、平成15年4月1日から施行する。

10 一般の職員の身分の取扱い

6町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

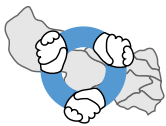
66 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。



合併協定書の調印所のページには、6町村長の署名と各町村の公印が押されています。

立会人の署名ページは、天野山梨県知事と6町村の議会議長がそれぞれ署名しました。



新市建設計画の概要

第1章 はじめに

● 合併の必要性

- ・ 住民の日常生活圏の拡大
- ・ 少子高齢社会への対応
- ・ 地方分権の推進
- ・ 広域的な地域整備
- ・ 市町村の行財政基盤の強化

● 計画策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の合併後の新市を建設していくための基本方針を明らかにするとともに、合併後の新市の総合計画の基本となるものです。

このため、6町村の速やかな一体化を促進するとともに、6町村の協力・連携のもと、魅力ある地域づくりや住民福祉の向上、行政サービスの高度化等を目指すものです。

(2) 計画の構成

本計画は、「新市将来構想」を基に、新市における将来指標の見通し、新市建設の基本方針、新市の将来像を実現するための主要施策や公共的施設の統合整備、財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、合併初年度の2003年（平成15年）度から2012年（平成24年）度までの10年間とします。

第2章 新市の概況

● 面積

面積は、6町村全体で264.06km²（県下第3位）

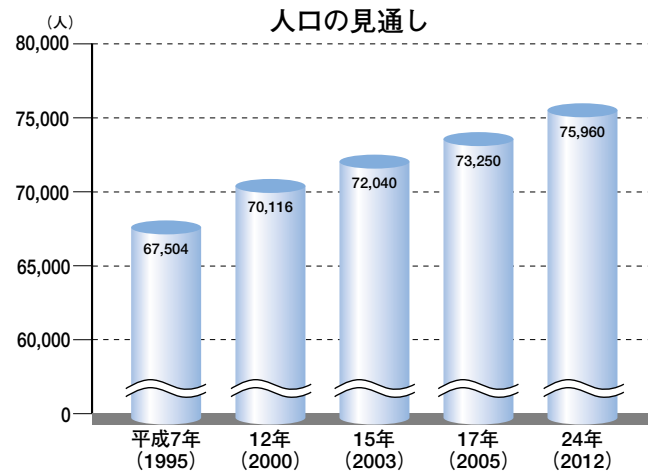
● 人口

6町村の人口は70,116人
（平成12年国勢調査、県下第2位）

第3章 主要指標の見通し

● 人口

平成24年（合併10年後）には、約75,900人と推計されます。



第4章 新市建設の基本方針

● 新市建設の基本理念と将来像

基本理念

- 6色の輝き・未来に継ぐ夢と希望の都市づくり
- 人と自然が織りなす調和のとれた都市づくり
- 生活者の視点に立った住みよい都市づくり

将来像

- 6色の夢きらめく躍動の新文化都市

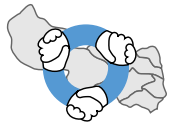
● 新市建設プロジェクト

拠点プロジェクト

次ページの図参照

新市発展プロジェクト

- ・ 軌道系新交通システムの整備導入
- ・ 南アルプス山岳道路等の整備促進
- ・ 地域に開かれた大学の誘致
- ・ 峡西ブランド(仮称)と峡西ネット(仮称)の確立
- ・ 新たな防災拠点の整備
- ・ 中山間地域活性化対策の推進



●新市建設プロジェクト

拠点プロジェクト

南アルプスの観光拠点～芦安

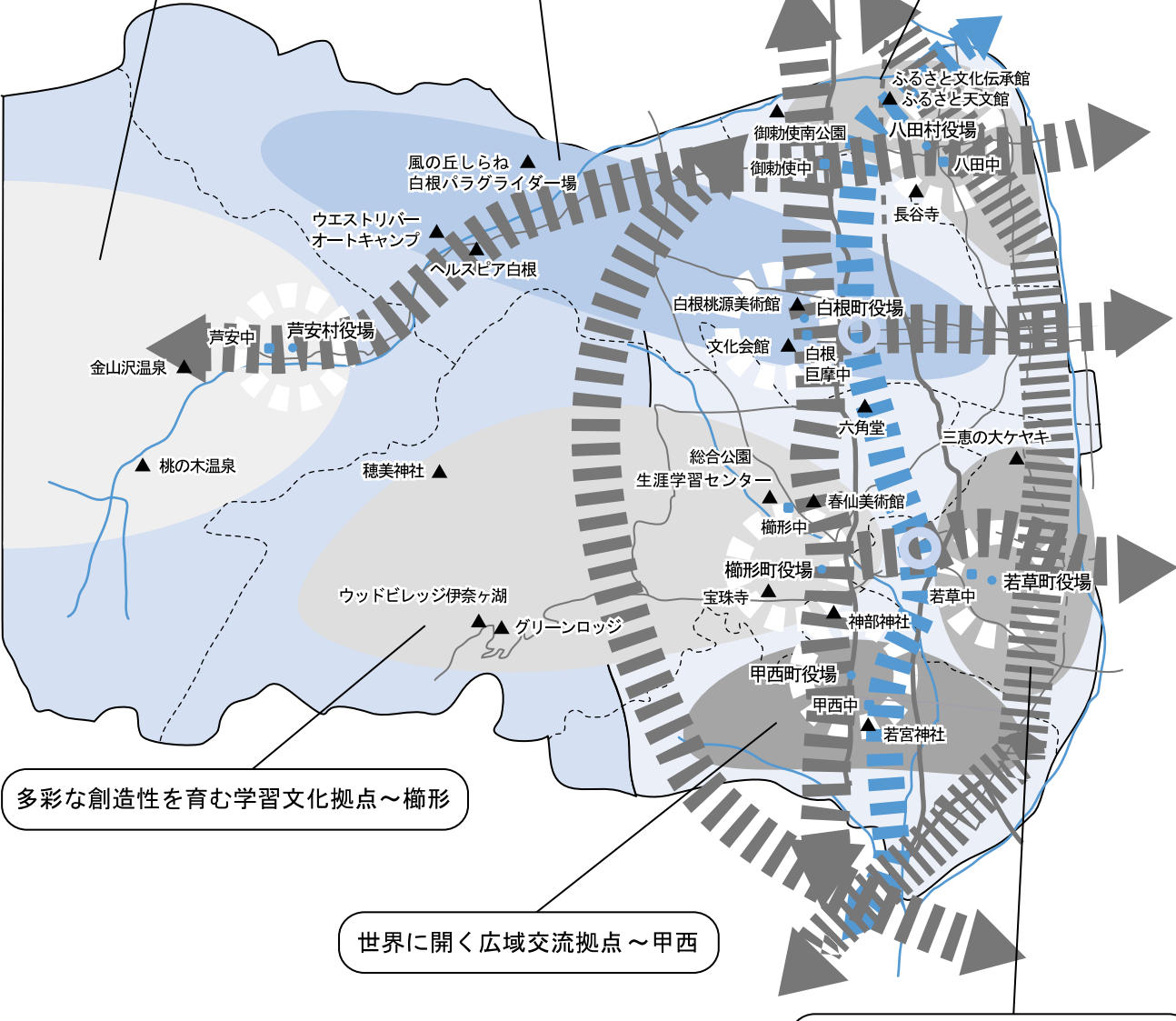
暮らしと交流の情報発信拠点～八田

活力あふれるいきいき生活拠点～白根

多彩な創造性を育む学習文化拠点～櫛形

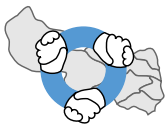
世界に開く広域交流拠点～甲西

やすらぎのガーデンタウン～若草



凡例

: 地域拠点	: インターチェンジ
: 生活軸	: 広域交流軸
: 田園住居ゾーン	: 山間自然環境ゾーン



第5章 新市の施策

● 施策体系

I 情報と連携の都市づくり

1-(1) 行財政改革の推進

- └ ①行政体制の充実
- └ ②IT化の推進と活用
- └ ③行政サービス提供体制の充実

1-(2) 地域ネットワークの充実

- └ ①地域コミュニティ活動の促進
- └ ②市民の自主的活動の促進

1-(3) 市民参加システムの構築

- └ ①情報公開の推進
- └ ②広聴広報機能の充実
- └ ③市政への直接参加システムの確立

1-(4) 国際交流・地域間交流の推進

- └ ①交流機会の充実
- └ ②交流活動の推進

1-(5) 男女共同参画社会づくりの推進

- └ ①女性の社会活動参画への支援
- └ ②男女共同参画システムの充実

1-(6) 安全な環境づくりの推進

- └ ①防災体制の強化充実
- └ ②地域防犯体制の拡充
- └ ③交通安全対策の強化
- └ ④市民生活相談体制の整備

II にぎわいと活力あふれる都市づくり

2-(1) 商工業の振興

- └ ①商店街の活性化
- └ ②商業経営支援の充実
- └ ③競争力のある工業の振興

2-(2) 農林水産業の振興

- └ ①生産基盤の整備充実
- └ ②新たな農業の展開

2-(3) 地域資源を生かした観光の振興

- └ ①観光資源の高度活用
- └ ②観光拠点の整備充実
- └ ③観光振興のための新たな情報発信等の推進

2-(4) 労働環境の整備

- └ ①就労の促進
- └ ②勤労者環境の整備充実

III うるおいと利便性のある都市づくり

3-(1) 道路網の整備

- └ ①広域幹線道路の整備促進
- └ ②幹線道路の整備
- └ ③生活道路の整備

3-(2) 治水対策の河川等の整備

- └ ①河川の整備
- └ ②都市下水路の整備

3-(3) 都市空間の整備

- └ ①公園の整備推進
- └ ②街路・土地区画整理の整備推進
- └ ③街並み景観の整備

3-(4) 上下水道の整備

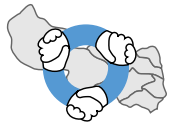
- └ ①良質な水の安定供給
- └ ②公共下水道等の整備

3-(5) 市街地・住環境の整備

- └ ①公営住宅の整備
- └ ②優良宅地の形成
- └ ③計画的な土地利用の推進

3-(6) 公共交通の整備

- └ ①市内循環バスの運行
- └ ②パーク・アンド・バスライド・システムの推進



IV 快適で心のかよいあう都市づくり

4-(1) 社会福祉の充実

- ┌ ①高齢者福祉の充実
- ├ ②児童福祉の充実
- ├ ③障害者福祉の充実
- └ ④安心して暮らせる福祉体制の整備

4-(2) 健康づくりの推進

- ┌ ①保健・医療体制の充実
- └ ②自主的な健康づくりの支援

4-(3) 自然環境の保全と活用

- ┌ ①貴重な自然環境の保全
- └ ②自然と共生する地域づくり

4-(4) 快適生活環境の整備

- ┌ ①循環型社会の確立
- └ ②生活環境の保全

4-(5) 窓口サービスの拡充

- ┌ ①窓口サービスの質的向上
- └ ②時代に即応したサービス提供システムの整備

V 個性と文化を育む都市づくり

5-(1) 生涯学習ネットワークの整備充実

- ┌ ①生涯学習システムの拡充
- └ ②生涯学習拠点の整備充実

5-(2) 学校教育の充実

- ┌ ①学校施設設備の整備充実
- └ ②時代に対応できる人づくりの展開

5-(3) 青少年の健全育成

- ┌ ①新たな支援体制の強化充実
- └ ②育成環境の整備

5-(4) 文化づくりの推進

- ┌ ①文化活動の推進
- └ ②伝統文化の保全と文化財の活用

5-(5) スポーツ・レクリエーションの振興

- ┌ ①生涯スポーツの推進
- └ ②スポーツ・レクリエーション施設の整備充実

第6章 新市における山梨県事業の推進

●山梨県の役割

新市のまちづくりにおいては、都市基盤の改善や強化を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを進めることが重要になっています。

山梨県は、新市と連携しながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

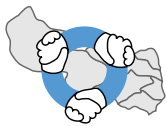
●新市における山梨県事業

- ・ 道路網の整備
- ・ 河川の整備
- ・ 公園の整備
- ・ 下水道の整備
- ・ 農林業の振興
- ・ その他公共施設の整備

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配

慮して逐次検討を行っていきます。



第8章 財政計画

新市における財政計画は、平成15年度から平成24年度までの10箇年度について、歳入・歳出の各項目ごとに普通会計ベースで算定しています。

●歳入

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地方税	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092
地方譲与税	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
利子割交付税	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
地方消費税交付金	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591
自動車取得税交付金	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238
地方特例交付金	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
地方交付税	8,204	8,064	8,028	8,017	8,143	8,178	8,543	8,918	9,400	9,781
交通安全対策特別交付金	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
分担金及び負担金	317	317	317	317	317	331	331	331	331	331
使用料・手数料	818	818	818	818	818	818	818	818	818	818
国庫支出金	2,459	2,459	2,459	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209
県支出金	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561
財産収入	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208
寄附金	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
繰入金	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073
諸収入	172	172	172	172	172	172	172	172	172	172
地方債	4,786	6,073	7,580	9,169	9,412	5,410	3,378	3,378	3,716	3,766
歳入合計	28,447	29,594	31,065	32,393	32,762	28,629	26,962	27,337	28,157	28,588

●歳出

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	5,479	5,468	5,313	5,283	5,246	5,210	5,165	5,136	5,107	5,063
物件費	3,598	3,598	3,598	3,598	3,598	3,418	3,418	3,418	3,418	3,418
維持補修費	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182
扶助費	1,258	1,258	1,258	1,258	1,258	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315
補助費等	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117
普通建設事業費	8,395	9,568	12,113	13,438	13,193	8,862	6,816	7,186	7,333	7,380
災害復旧費	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
公債費	3,527	4,419	3,500	3,533	3,685	4,541	4,348	4,996	5,701	6,129
積立金	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055
投資及び出資金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
貸付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
繰出金	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904
歳出合計	27,540	29,594	31,065	32,393	32,263	28,629	26,345	27,334	28,157	28,588